

福祉・介護相談会

福祉・介護の相談会を開催します。個別に社会福祉士などの専門職が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。

参加対象 町内で介護している人、福祉や介護に興味がある人など。
とき 8月12日(木)
午後2時～4時

ところ 和水町福祉センター

参加費 無料

参加方法 電話で事前に申し込んでください。

問 本庁 健康福祉課 地域包括支援係 担当：日永（社会福祉士）
☎ 0968・86・5724

母子保健推進員を紹介します
母子保健推進員とは？

町から委嘱しているボランティアで、担当地区で妊娠や子育てに関する身近な相談を受けたり、保健師と連携し、担当地区の家庭訪問や町の母子保健事業のお手伝いをしています。

活動内容

◇家庭訪問

赤ちゃんがいる家庭を訪問して、乳幼児健診などの情報提供を行い、お母さんと赤ちゃんの健康状態を確認したり、育児や産後のいろいろな不安や悩みを聞き育児の相談にのったりしています。また、その際に子育てや地域の情報（子育て支援センターなど）を紹介しています。

◇母子保健事業のサポート

乳幼児健診やフッ化物塗布事業などのお手伝いをしています。

◇定例会

2カ月に1回集まり、子育てなどに関する学習会などを行っています。また、活動に必要な知識を身につけられるよう研修会などにも参加しています。



石原 佳奈さん
(担当地区) 中央校区
(江光寺、馬場、中路、皆行原、立石、浦谷、大江田)



廣田 理恵
(担当地区) 南校区、中央校区
(中原、牧野、寺山、白石、北原、鶯原)



高木 美智代
(担当地区) 西校区、東校区、中央校区
(藤田、前原、米渡尾、中央団地)



池上 順子
(担当地区) 緑校区
(上十町、山十町、中十町)



竹下 和代
(担当地区) 緑校区
(板楠東、板楠西、住吉、西口)



浦部 明日香
(担当地区) 神尾校区
(野田、上・下大田黒、上・下平野)



橋本 香織
(担当地区) 神尾校区
(上・下津田、上・中・下岩)



柿原 郁恵
(担当地区) 春富校区

母子保健推進員は、地域の子どもたちの健やかな成長を願い活動しています。いつでも、気軽に声をかけてください。

問 健康福祉課 保健予防係

☎ 0968・86・5724

第11回特別弔慰金請求書の受付

戦後75周年にあたる令和2年に、国の平和と繁栄の礎となった戦没者などへ国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などの遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債（年額5万円）

第1回目償還日

令和3年4月15日

以後毎年4月15日以降、償還先郵便局などで受け取りができます。

※償還日が過ぎたものは、改めて受け取りができません。

請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

支給対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日（基準日）に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」

などを受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給されます。

1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2 戦没者などの子

3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 右記1～3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた（基本的に同一の戸籍に入っていた人）に限ります。3、4については、戦没者などの死亡時に生まれていることが、前提となります。

問（請求窓口）

健康福祉課 福祉係

☎ 0968・86・5724

住民課 健康福祉係

☎ 0968・34・3111

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の所得状況届などの受付

今年度の所得状況届などの受付は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出も可能です。

期間中に確認できないと、手当を受けられなくなる場合がありますので、必ず届け出てください。

届出期間

8月13日(木)～8月17日(月) 平日午前8時30分～午後5時15分

※上記の期間に提出が難しい人は、お問い合わせください。

必要なもの

特別障害者手当・障害児福祉手当 印鑑、所得状況届、現況届など

特別児童扶養手当

印鑑、特別児童扶養手当所得状況届、特別児童扶養手当証書、個人番号がわかるもの（受給者・配偶者・児童・扶養義務者）など

特別障害者手当とは？

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳

以上の重度障がい者に対して支給される手当です。

ただし、身体障害者福祉法などに定める施設に入所している人、病院や診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されません。

障害児福祉手当とは？

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に対して支給される手当です。

ただし、身体障害者福祉法などに定める施設に入所している人には支給されません。

特別児童扶養手当とは？

20歳未満で身体・知的・精神に中度以上の障がいがある子どもを養育している父母、または、両親に代わって養育している人に対して支給される手当です。

問 健康福祉課 障がい福祉係

☎ 0968・86・5724

住民課 健康福祉係

☎ 0968・34・3111